



ハラスメント対策研修

訪問看護ステーション対象 現地参加：定員20名（1事業所2名まで）

法律改正

2026年10月1日より、改正労働施策総合推進法施行。カスタマーハラスメント対策がすべての事業主に義務付けられます。

「これもハラスメントだったの？」

訪問看護の現場では、暴言・過剰要求・セクシュアルハラスメントが日常的に潜んでいます。利用者宅への単独訪問が基本の訪問看護は、特にリスクの高い職場環境です。カスハラへの対応が不十分なままでは、スタッフの心身の疲弊と離職につながります。

2026年（令和8年）10月1日より、労働施策総合推進法の改正に伴い、企業は顧客からのカスタマーハラスメント（カスハラ）対策を講じることが義務付けられることになりました。この研修で、スタッフを守る方針・体制・対応スキルを整え、誰もが安心して働き続けられる職場づくりのために、ぜひご参加ください。

◆ 講師



高橋 愛 株式会社ビューティヘルスラボMaria（保健師）

訪問看護ステーションにおける
カスタマーハラスメント対策

◆ 講義内容

- 1 知ればスッキリ！カスハラのきほんと2026年義務化のポイント
- 2 訪問看護あるある…その場面、実はカスハラでした
- 3 備えあれば怖くない！予防から発生まで、対応まるごとガイド
- 4 スタッフが安心して働ける職場をつくる

● 日時

2026年5月22日（金）

18:00～19:00

● 研修方法

現地参加 または オンライン参加（現地参加：1事業所2名）

● 会場

株式会社コリオン 岸和田市南上町2-26-29

※ 駐車場あり

お申し込み



二次元コードで申し込み
スマートフォンで読み取りください

FAX

072-493-8730



申込締め切り

2026年5月15日（金）

主催：大阪府訪問看護実践研修事業 教育ステーション

【お問い合わせ先】 泉南ブロック教育ステーション（訪問看護ステーション希望）

電話：072-484-0061 FAX：072-493-8730

ハラスメント対策研修 FAX申込書

2026年度 大阪府訪問看護実践研修事業 | 教育ステーション事業

送信先 FAX

072-493-8730

下記にご記入の上、**2026年5月15日（金）**までに本申込書をFAXにてお送りください。

※ 二次元コードからのお申し込みも可能です（表面参照）。

事業所名（訪問看護ステーション名） 必須	
ご所在地 必須	〒
電話番号 必須	
FAX番号 任意	
メールアドレス 必須 ※オンライン参加の場合URLを送付します	
ご担当者名 必須	

◆ 参加者情報（現地参加は1事業所につき2名まで）

No.	お名前	職種・役職	参加方法
1			現地参加
2			現地参加
3			オンライン参加
4			オンライン参加
5			オンライン参加
6			オンライン参加

ご質問・ご要望 任意	
------------	--

【ご案内】

- ・申込締め切り：**2026年5月15日（金）** / 現地参加：定員20名（先着順・1事業所2名まで）
- ・定員を超えた場合はご連絡いたします。受付完了のご連絡は事務局より数日以内にお送りします。
- ・オンライン参加の方には、開催前日までにご登録のメールアドレスへ参加用URLをお送りします。
- ・ご記入いただいた個人情報は、本研修の運営・ご連絡の目的以外には使用いたしません。

主催：大阪府訪問看護実践研修事業 教育ステーション

【お問い合わせ先】 泉南ブロック教育ステーション（訪問看護ステーション希望）

電話：072-484-0061 FAX：072-493-8730